

高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月
(令和8年3月全面改訂)
高崎市

目次

| | |
|-------------------------------------------|----|
| はじめに | 4 |
| 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画 | 6 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 | 6 |
| 第1節 感染症危機を取り巻く状況 | 6 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 7 |
| 第3節 政府の感染症危機管理の体制 | 9 |
| 第2章 市行動計画の作成 | 10 |
| 第1節 市行動計画の作成の経緯 | 10 |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 11 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 | 11 |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 11 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 | 13 |
| 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ | 16 |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 | 20 |
| 第5節 対策推進のための役割分担 | 24 |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 | 28 |
| 第1節 市行動計画における対策項目等 | 28 |
| 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等 | 38 |
| 第1節 国立健康危機管理研究機構（J I H S）の果たす役割 | 38 |
| 第2節 市行動計画等の実行性確保 | 41 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 | 43 |
| 第1章 実施体制 | 43 |
| 第1節 準備期 | 43 |
| 第2節 初動期 | 47 |
| 第3節 対応期 | 48 |
| 第2章 情報収集・分析 | 50 |
| 第1節 準備期 | 50 |
| 第2節 初動期 | 52 |
| 第3節 対応期 | 53 |
| 第3章 サーベイランス | 55 |
| 第1節 準備期 | 55 |
| 第2節 初動期 | 58 |
| 第3節 対応期 | 60 |
| 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 62 |
| 第1節 準備期 | 62 |

| | | |
|------|------------------|-----|
| 第2節 | 初動期 | 65 |
| 第3節 | 対応期 | 67 |
| 第5章 | 水際対策 | 71 |
| 第1節 | 準備期 | 71 |
| 第2節 | 初動期 | 72 |
| 第3節 | 対応期 | 74 |
| 第6章 | まん延防止 | 75 |
| 第1節 | 準備期 | 75 |
| 第2節 | 初動期 | 76 |
| 第3節 | 対応期 | 77 |
| 第7章 | ワクチン | 81 |
| 第1節 | 準備期 | 81 |
| 第2節 | 初動期 | 87 |
| 第3節 | 対応期 | 91 |
| 第8章 | 医療 | 94 |
| 第1節 | 準備期 | 94 |
| 第2節 | 初動期 | 96 |
| 第3節 | 対応期 | 98 |
| 第9章 | 治療薬・治療法 | 101 |
| 第1節 | 準備期 | 101 |
| 第2節 | 初動期 | 102 |
| 第3節 | 対応期 | 104 |
| 第10章 | 検査 | 105 |
| 第1節 | 準備期 | 105 |
| 第2節 | 初動期 | 108 |
| 第3節 | 対応期 | 109 |
| 第11章 | 保健 | 111 |
| 第1節 | 準備期 | 111 |
| 第2節 | 初動期 | 116 |
| 第3節 | 対応期 | 119 |
| 第12章 | 物資 | 124 |
| 第1節 | 準備期 | 124 |
| 第2節 | 初動期 | 125 |
| 第3節 | 対応期 | 126 |
| 第13章 | 市民生活及び市内経済の安定の確保 | 127 |
| 第1節 | 準備期 | 127 |
| 第2節 | 初動期 | 129 |

| | |
|---------------|-----|
| 第3節 対応期 | 130 |
| 用語集 | 132 |

はじめに

はじめに

2020（令和2）年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。群馬県（以下「県」という。）内及び高崎市（以下「市」という。）内では同年3月に初の感染者が報告され、新型コロナの感染拡大により高崎市民（以下「市民」という。）の生命及び健康が脅かされる中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）が講じられた。これらの市民への外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請は、市民生活及び社会経済活動に大きく影響を与えることとなった。

その後も、医療提供体制の強化、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対策が行われた。

国内感染者の確認から新型コロナが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられた2023（令和5）年5月8日までの3年超にわたり、市民生活及び経済活動は大きく影響を受けることとなった。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、今般の新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）では、全ての市民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされる世界的な大流行（パンデミック）に対し、国全体の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

2023（令和5）年9月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議²（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理した³ところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

³ 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

はじめに

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、2024（令和6）年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定が、2025（令和7）年3月に群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定がされた。

市においても平成26年12月に策定した高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）について、上記の3つの目標を実現するために、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、全面的に改定することとした。

この市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、対策の基本項目、役割分担等を定めている。感染症危機が決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものと捉え、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等⁴以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

今後は、市行動計画に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を確認しながら、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえつつ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとする。

⁴ 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。